

## 議案第67号

### つくばみらい市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税及び都市計画税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税及び都市計画税の特別措置に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第3号を削る。

第4条中「3年度分」を「2年度分」に改め、同条ただし書中「第1年度の翌年度以降の各年度分」を「第1年度の翌年度分」に、「当該各年度」を「当該年度」に改める。

附則第2項中「平成34年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第4項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3項第3号を削る改正規定及び第4条の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のつくばみらい市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税及び都市計画税の特別措置に関する条例第2条第3項及び第4条の規定は、令和4年4月1日以後に事務所等の新增設を目的として土地の所有権、地上権、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を取得した特例法人等又は当該特例法人等と実質的に同一と認められる法人又は個人であつて同条例第2条第3項の規則で定めるもの（以下「当該権利を取得した特例法人等」という。）の特例資産について適用し、同日前に事務所等の新增設を目的として当該権利を取得した特例法人等の特例資産については、なお従前の例による。

令和3年11月24日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

#### 提案理由

本条例は令和4年3月31日までの時限措置であることから、適用期限を5年間延長するとともに、課税免除の内容を変更するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税及び都市計画税の特別措置に関する条例  
(平成18年つくばみらい市条例第43号)新旧対照表

改正案	現行
(定義)	(定義)
第2条 この条例において「特例法人等」とは、市内に事務所又は事業所(風俗営業に該当する事業その他規則で定める事業の用に供するものを除く。以下「事務所等」という。)の新設又は増設(合併、分割その他規則で定める事由によるものでないものであって、次の各号のいずれかに該当するものに限る。以下「新增設」という。)をした法人又は個人をいう。	第2条 この条例において「特例法人等」とは、市内に事務所又は事業所(風俗営業に該当する事業その他規則で定める事業の用に供するものを除く。以下「事務所等」という。)の新設又は増設(合併、分割その他規則で定める事由によるものでないものであって、次の各号のいずれかに該当するものに限る。以下「新增設」という。)をした法人又は個人をいう。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
2 (略)	2 (略)
3 この条例において「特例資産」とは、特例法人等が事務所等の新增設により取得し、及び所有する固定資産(当該特例法人等と実質的に同一と認められる法人又は個人であって、規則で定めるものが取得し、及び所有する固定資産を含む。)のうち、次に掲げるものをいう。	3 この条例において「特例資産」とは、特例法人等が事務所等の新增設により取得し、及び所有する固定資産(当該特例法人等と実質的に同一と認められる法人又は個人であって、規則で定めるものが取得し、及び所有する固定資産を含む。)のうち、次に掲げるものをいう。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(削る)	(3) <u>法第341条第4号に規定する償却資産</u>
(課税免除)	(課税免除)
第4条 特例資産に対しては、税条例及び都市計画税条例の規定にかかわらず、事務所等の新增設をした日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合においては当該日の属する年)の4	第4条 特例資産に対しては、税条例及び都市計画税条例の規定にかかわらず、事務所等の新增設をした日の属する年の翌年(当該日が1月1日である場合においては当該日の属する年)の4

月1日の属する年度(以下「第1年度」という。)から2年度分の固定資産税及び都市計画税を課さない。ただし、特例法人等が第2条第1項第3号に該当する事務所等の新增設をしたものである場合を除き、特例資産について第1年度の翌年度分

の固定資産税及び都市計画税については、当該特例法人等が当該年度の初日の属する年の1月1日において市内に有する事務所等の従業者数(同日現在における数とする。以下同じ。)が、当該特例法人等が当該事務所等の新增設をした日の前日において市内に有していた事務所等の従業者数を下回るときは、この限りでない。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 (略)

(失効)

2 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

##### (失効後の経過措置)

3 (略)

4 この条例の失効日以前に特例法人等又は当該特例法人等と実質的に同一と認められる法人又は個人であって第2条第3項の規則で定めるものが市内の土地について所有権、地上権、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を取得した場合で、当該特例法人等が当該権利を取得した日から3年を経過する日までに当該土地において事務所等の新增設をするときは、当該事務所等の新增設に関する限りにおいて、この条例の規定は、失

月1日の属する年度(以下「第1年度」という。)から3年度分の固定資産税及び都市計画税を課さない。ただし、特例法人等が第2条第1項第3号に該当する事務所等の新增設をしたものである場合を除き、特例資産について第1年度の翌年度以降の各年度分の固定資産税及び都市計画税については、当該特例法人等が当該各年度の初日の属する年の1月1日において市内に有する事務所等の従業者数(同日現在における数とする。以下同じ。)が、当該特例法人等が当該事務所等の新增設をした日の前日において市内に有していた事務所等の従業者数を下回るときは、この限りでない。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 (略)

(失効)

2 この条例は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

##### (失効後の経過措置)

3 (略)

4 この条例の失効日以前に特例法人等又は当該特例法人等と実質的に同一と認められる法人又は個人であって第2条第2項の規則で定めるものが市内の土地について所有権、地上権、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を取得した場合で、当該特例法人等が当該権利を取得した日から3年を経過する日までに当該土地において事務所等の新增設をするときは、当該事務所等の新增設に関する限りにおいて、この条例の規定は、失

効日後も、なおその効力を有する。

(経過措置)

5 (略)

効日後も、なおその効力を有する。

(経過措置)

5 (略)